

J R山陰本線（園部～綾部）沿線地域
公共交通活性化協議会（第20回）

次 第

日時 令和4年12月27日（火）15時05分～
場所 南丹市文化会館 アスエルそのべ 3階大研修室

1 開 会

2 議 題

（1）報告事項

報告第1号 西日本ジェイアールバス株式会社の経営状況

報告第2号 園福線の利用状況

（2）協議事項

協議第1号 西日本ジェイアールバス一般バス路線の運行計画見直しについて

3 そ の 他

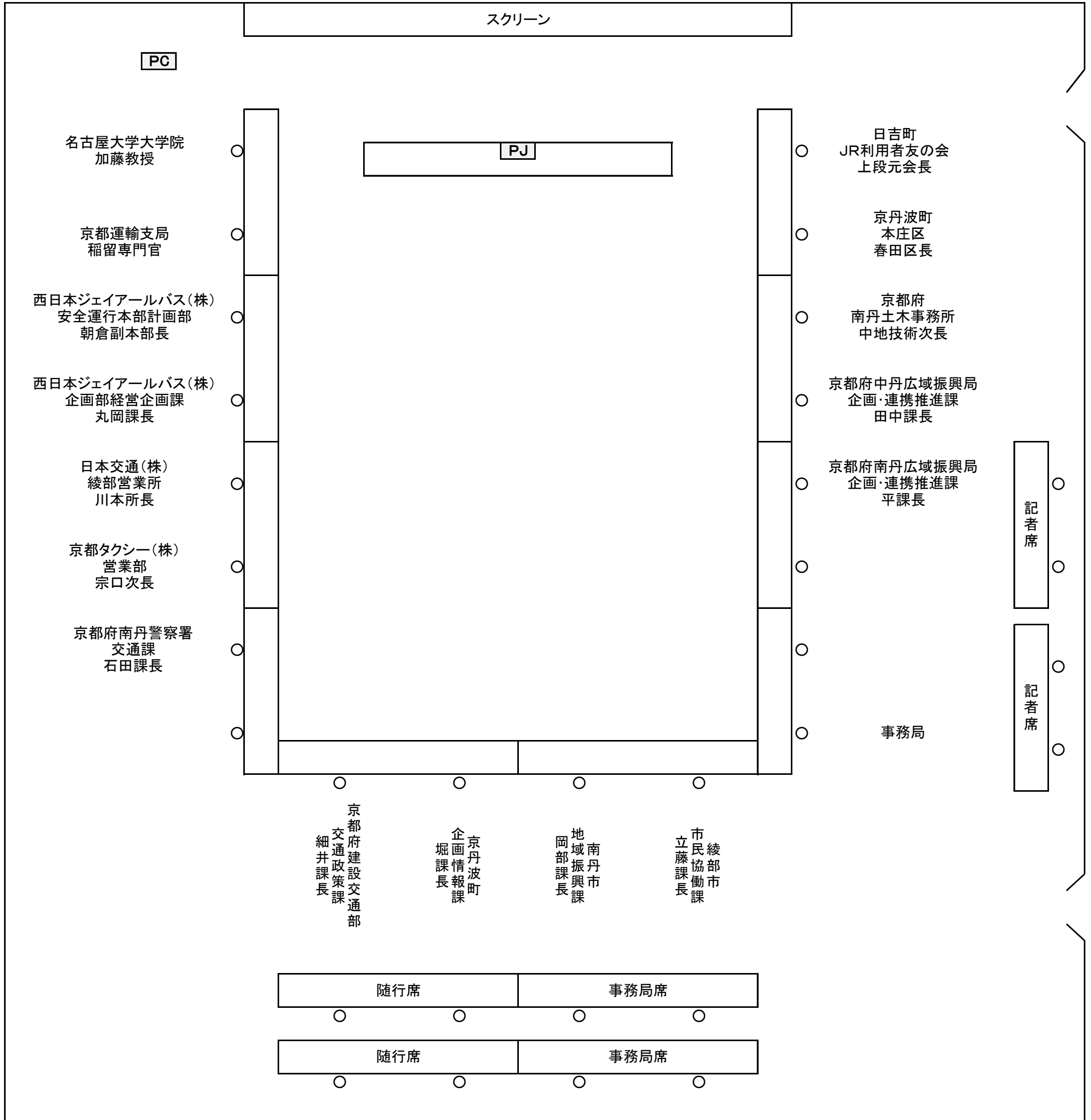
4 閉 会

第20回 J R山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会名簿

分野	所属	職名	氏名	備考	出欠	代理出席者
学 験 識 者	名古屋大学大学院環境学研究科	教 授	かとう 藤 ひろかず 加 藤 博 和	会 長	出席	
利用 者 代 表	綾部市山家地区自治会連合会	会 長	のぐち ちゅう 野 口 譲		欠席	
	日吉町 J R 利用者友の会	元 会 長	じょうだん げんいちろう 上 段 源 一 郎		出席	
	京丹波町本庄区	区 長	はるた みつぐ 春 田 貢		出席	
交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社	副 支 社 長	のぐち ちゅう 野 口 明		WEB 代理	総務企画課 藤後主任
	京阪京都交通株式会社	管理部企画課長	つじ えい 辻 栄 一		WEB	
	西日本ジェイアールバス株式会社	安全運行本部副本部長	あさくら けいすけ 朝 倉 恵 介		出席	
	西日本ジェイアールバス株式会社	企画部 経営企画課長	まるおか のりお 丸 岡 範 生		出席	
	日本交通株式会社 福知山営業所	取締役所長 (綾部営業所長兼任)	かわもと やすひろ 川 本 康 博		出席	
	京都タクシー株式会社	社 長	かわもと けいぞう 川 本 恵 三		代理	営業部 宗口次長
道路管理者	国土交通省福知山河川国道事務所	道 路 管 理 課 長	おおにし たかゆき 大 西 孝 幸		WEB	
	京都府南丹土木事務所	技 術 次 長	なかつ あつもと 中 地 厚 元		出席	
	京都府中丹東土木事務所	技 術 次 長	たなか ゆきまさ 田 中 章 公		WEB	
公安委員会	京都府南丹警察署	交 通 課 長	いしだ しんいちろう 石 田 伸 一 郎		出席	
	京都府綾部警察署	交 通 課 長	たかだ ひろつぐ 高 田 紘 嗣		欠席	
運輸行政	近畿運輸局交通政策部	交 通 企 画 課 長	さかい だいと 酒 井 大 斗		WEB	
	近畿運輸局京都運輸支局	首席運輸企画専門官	いなだめ けんいちろう 稲 留 健 一 郎		出席	
観光地域づくり 団 体	一般社団法人森の京都地域振興社	企 画 部 長	たぶち いさお 田 淵 功		WEB	
計 成 画 者	京都府建設交通部	交 通 政 策 課 長	ほそい こういち 細 井 浩 一		出席	
	京都府南丹広域振興局	地域連携・振興部 企画・連携推進課長	ひら やすお 平 康 夫		出席	
	京都府中丹広域振興局	地域連携・振興部 企画・連携推進課長	たなか ひでふみ 田 中 秀 文		出席	
	綾 部 市	市 民 環 境 部 市 民 協 働 課 長	たちふじ きとし 立 藤 聡		出席	
	南 丹 市	地 域 振 興 部 地 域 振 興 課 長	おかべ さとし 岡 部 哲 使		出席	
	京 丹 波 町	企 画 情 報 課 長	ほり ゆうすけ 堀 友 輔		代理	企画情報課 伴田係長
オブザーバー	福 知 山 市	建 設 交 通 部 都 市 ・ 交 通 課 長	あだち じょうじ 足 立 譲 治		WEB 代理	都市・交通課 松井 主事

JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会(第20回) 配席図

日時:令和4年12月27日(火) 15:05～
 場所:南丹市園部文化会館 アスエルそのべ
 3階 大研修室



西日本ジェイアールバス一般バス路線の運行見直しについて

1. 協議事項

西日本ジェイアールバスの経営上、運行継続が困難との共通認識により、一般バス路線（園福線）について、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域旅客運送サービス継続事業」の制度を活用し、運行見直しのため代替交通の検討を行う。

地域公共交通に関する計画や様々な事業に関する措置について定め、地域旅客運送サービスの確保に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進する法律。

地域公共交通計画

- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、**地域公共交通のマスタープラン**。原則として、**全ての地方公共団体において作成が必要**。
- ・自治体や地域の交通事業者、利用者等により構成される協議会等を通じて作成。

地域公共交通特定事業

- ・地域旅客運送サービス継続事業や、地域公共交通利便増進事業等、地域の実情に応じて様々な取組の実施を円滑化するための事業。
- ・地域公共交通計画に事業の実施を記載し、事業を実施するための計画を作成。国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

地域公共交通特定事業

- **地域旅客運送サービス継続事業**
：公募を通じて廃止予定路線の交通を維持。
- **地域公共交通利便増進事業**
：ダイヤ、運賃等のサービス改善により交通の利便性を向上。
- その他LRTの整備、鉄道の上り下り分離、貨客混載等の取組の実施を円滑化するための各種事業。

地方公共団体
又は事業者が、
事業ごとに実施
計画を作成

国土交通大臣
が認定、事業
許可のみなし
特例等の特例
措置

その他の事業

- **新地域旅客運送事業**
：DMV等の複数の交通モードにまたがる輸送サービスの実施を円滑化。
- **新モビリティサービス事業**
：MaaS等の新たなモビリティサービスの実施を円滑化。
新モビリティサービス協議会における議論が可能。

<事業スキーム>

- ・事業者が単独で又は共同して、事業についての計画を作成。（地域公共交通計画への記載は不要。）
- ・国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

地域旅客運送サービス継続事業について

背景 地方部を中心に、鉄軌道や路線バス等の廃止に至る事例が増えている中、地域の関係者が一体となって、廃止後の代替サービスを確保することが必要。

概要 地域公共交通の維持が困難と見込まれた場合、地方公共団体による公募により、新たなサービス提供者を選定し、地域における旅客運送サービスの継続を図る事業。

事業スキーム

地方公共団体が、路線バス等の**維持が困難な状況を把握**（乗合バス事業者等からの相談・情報提供等）



地方公共団体が、既存の事業者を含めた関係者と協議し、地域公共交通計画へ**地域旅客運送サービス継続事業**を位置付け



多様な選択肢を検討の上、**実施方針**を策定し、**公募**により新たなサービス提供事業者等を選定



地方公共団体が、サービス提供事業者と連携して、**地域旅客運送サービス継続実施計画**を作成、国土交通大臣の認定を受けた場合、**法律上の特例措置**（事業許可等のみなし特例等）

実施方針に定めるメニュー例

○ 以下の①～⑤のメニューを検討し、必要に応じて⑥を組み合わせ。

① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続（縮小・変更含む）

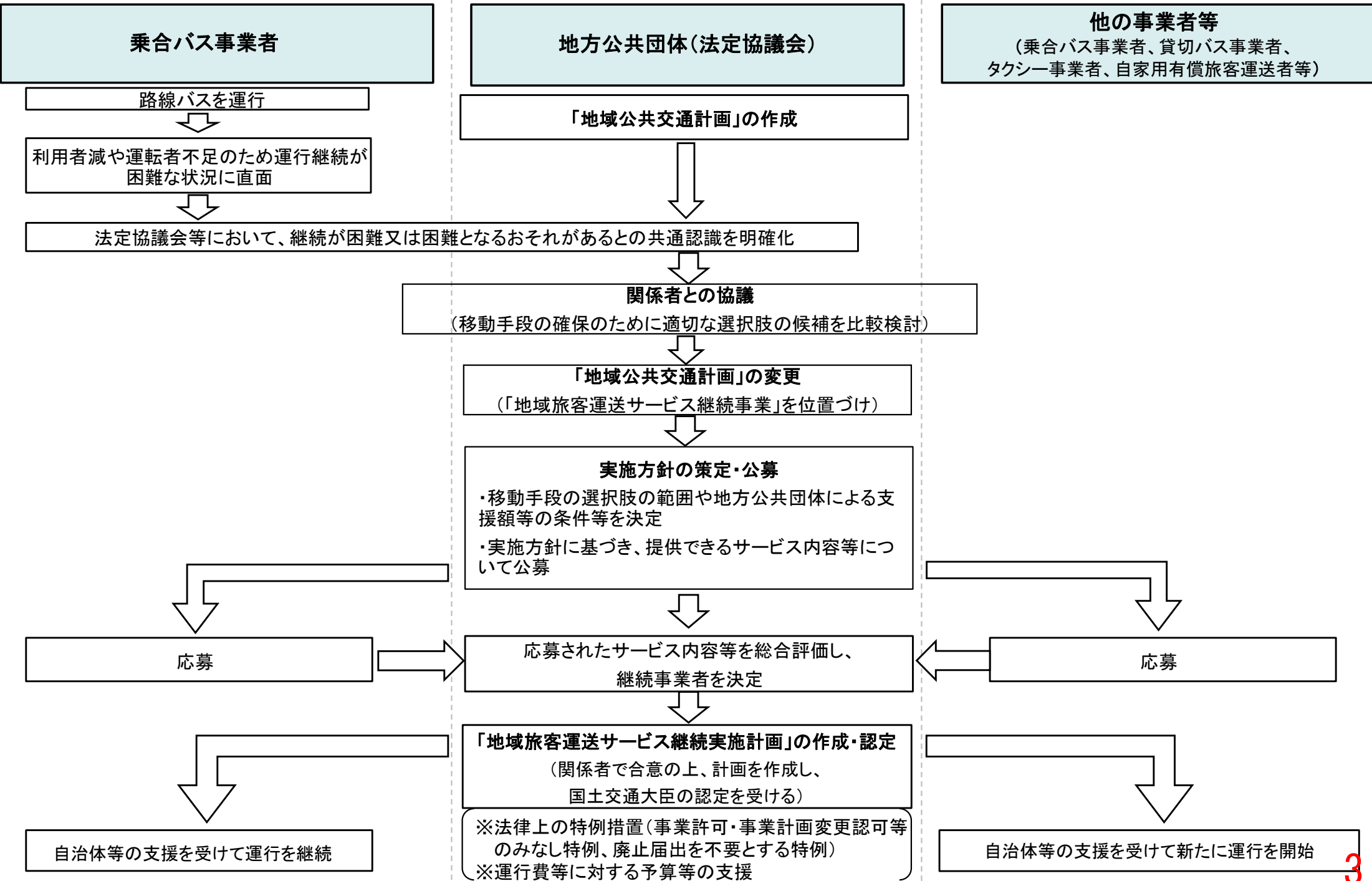
② コミュニティバスによる継続

③ デマンド交通（タクシー車両による乗合運送（区域運行））による継続

④ タクシー（乗用事業）による継続

⑤ 自家用有償旅客運送による継続

①～⑤に加え、福祉輸送、スクールバス、**⑥ 病院や商業施設等への送迎サービス等の積極的活用**



- 地域旅客運送サービス継続事業において、地方公共団体が新たなサービス提供事業者等を選定する方法は、公募とする。
- また、地方公共団体による公募は、当該公募の実施に関する方針（実施方針）を示して行うものとする。

実施方針の記載事項

- ①実施区域**
 - ・ 継続事業を実施する区域を記載
 - ・ 地域公共交通計画の計画区域内に含まれる必要があるが、その中の一部の区域を設定することも可能
- ②現に実施されている特定旅客運送事業の状況**
 - ・ 維持が困難と見込まれるに至った路線等において、現在提供されているサービス水準（路線、ダイヤ、運賃等）等を記載
- ③引き続き実施する運送（継続旅客運送）の内容**
 - ・ 継続旅客運送のサービスの種類（乗合バス・自家用有償旅客運送等）や態様（路線定期・区域運行等）等を記載
- ④継続旅客運送を実施する者の条件**
 - ・ 事業所所在地や事業規模（車両数、人員数等）などのほか、輸送実績や欠格事項等を記載

- ⑤地方公共団体による支援の内容**
 - ・ 運行費に係る補助金や運行委託費等の予算措置
 - ・ 地域住民と連携した利用促進策 等を記載
- ⑥実施予定期間**
 - ・ 継続事業の実施予定期間を記載
 - ・ 地域公共交通計画の計画期間内で、適切な期間を設定することが必要
- ⑦公募の期間**
 - ・ 公募を実施する期間を記載
- ⑧選定の方法**
 - ・ 公募型プロポーザル方式等の選定方法や、選定委員会の設置など選定に係る手順等を記載
- ⑨その他必要な事項**
 - ・ 公募にあたって地方公共団体が必要と認める事項（申し込みにあたって必要な書類等）を記載

公共交通(バス・タクシー)は安心です！！

安心の“見える化”

コロナ禍においても地域公共交通事業者は、非常に厳しい経営環境下にあります。市民の生活や医療活動、観光産業を支える事業として、定期的な消毒など感染防止対策を講じながら、日々人々の移動の足の確保に取り組んでいます。

京都のおでかけは、感染防止対策が施された、安心・安全な公共交通機関をご利用ください。

近畿運輸局YouTube
【バス車内の換気状況はこちらをチェック】



バス・タクシーに対する街の人が抱くイメージは…



少しは窓が開いているが、換気されている感じがなく、感染が心配
(20代 女性)

不特定多数の人がたくさん乗っているから、感染が怖く、バスツアーに行かなくなった。
(70代 男性)



バス・タクシーの感染防止対策

皆様に公共交通機関の感染防止対策の一部をご紹介します。

貸切バス

- ◆ 定期的な清掃や消毒作業
- ◆ 乗務員の健康チェック
- ◆ 高い換気性能を備えた空調の導入



約5分後

乗合バス

- ◆ 定期的な清掃や消毒作業
 - ◆ 乗務員の健康チェック
 - ◆ 高い換気性能を備えた空調の導入
- ※車内の換気状況は、
【近畿運輸局公式YouTube】で確認できます。



約2分後

タクシー

- ◆ 高い換気性能を備えた空調の導入
- ◆ DiDiアプリを用いた非接触決済の導入
- ◆ オゾン発生機による換気
- ◆ 光触媒施工
- ◆ 乗務員の健康チェック

